

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業活動とコンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を高めることにより株主、消費者、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの円滑な関係を構築し、企業価値の増大に努めることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。当社の取扱商品は清涼飲料という消費者の日常生活に極めて密着したものであり、特に、消費者からの信頼は経営上の最重要事項であります。このため、当社は、委員会設置会社に代表されるような業務執行と監督機能を組織的に分離する会社形態ではなく、監査役会の設置を前提として、取締役が業務執行を直接担当することで、取締役会が消費者の声をより身近に聴き、経営に反映させることができる会社形態をとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ハイウッド株式会社	2,336,800	14.10
有限会社サントミ	1,233,700	7.44
高松 富博	826,900	4.99
高松 章	825,100	4.97
高松 富也	807,000	4.87
タイタコーポレイション株式会社	738,100	4.45
高松 多聞	614,800	3.71
有限会社高松	510,050	3.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	390,100	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	364,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	更新	なし
-----------------	----	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

フィデリティ投信株式会社から、平成22年7月22日付でエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)を共同保有者として提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年7月15日現在で713,200株(株券等保有割合4.30%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人の監査計画を確認するとともに、会計監査人による実地たな卸への立会いや決算期末、中間期末毎に開催する会計監査人から監査役会への会計監査結果報告会を通じて、会計監査の方法及び結果を把握し必要な意見交換を行っております。
 常勤監査役は、内部監査部門が監査結果や今後の監査計画等について、社長に定期的に報告する監査会議(3ヵ月毎開催)に出席し、内部監査の状況やそれに関わる社内情報を把握するとともに、必要な場合は意見・要望を述べております。
 また内部監査部門は監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吉田 太三	税理士								○	
森 真二	弁護士				○				○	
松本 博	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
吉田 太三		——	税理士としての長年の経験、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な知見を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけると判断しております。
森 真二	○	ナカバヤシ株式会社及びダイソー株式会社の社外監査役であります。	弁護士としての長年の経験、法律の専門家として高い見識を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけると判断しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断され、一般株主をはじめとするステークホルダーの存在に目を向けつつ、経営陣への働きかけを行うといった役割が十分に期待されると判断し、独立役員に指定しております。
松本 博		——	税理士としての長年の経験、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な知見を有しており、高い独立性と大所高所からの観点をもって、当社の監査業務を担っていただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の事業は、主に自販機を通じた売上によって成り立っており、自販機ビジネスにおいては、長期的視点に立ったエリア戦略やロケーション選定、地域に密着した地道な営業活動等が不可欠であります。このため、業績だけでなく、政治や国際情勢、金利・為替動向といった他の外部要因の影響を多分に受ける株価が介在する「ストックオプション制度」や短期的な業績向上に目が向きやすい「業績連動型報酬制度」等は採用していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
--	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年度において、取締役(9名)に対する報酬等の総額 251百万円
監査役(4名)に対する報酬等の総額 40百万円
内、社外監査役(2名)に対する報酬等の総額 7百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内(年額280百万円以内)において、取締役会です承された方法により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含む監査役のサポート体制につきましては、監査役の職務を補助する専属の使用人を1名配置し対応しております。社外監査役への情報伝達は、常勤監査役より毎月1回の定例監査役会において詳細に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月1回開催しております。また、常勤取締役を主要構成員とする経営会議を定期的で開催し、重要な事項についての審議を行い、社長及び取締役会の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。

内部監査は、社長直轄部門である監査部が主に社内各部門の業務活動が法令、定款、諸規程等に準拠し、適正かつ効果的に運営され、会社財産が保全されているか監査しております。

監査役は、全員が取締役会に出席しております。さらに、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要会議に出席するとともにグループ内各組織の責任者から状況聴取して取締役の職務執行状況を監視しております。

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人には、通常の会計監査を受けるほか、必要に応じて会計上の問題について指導・助言を受けております。

・業務を執行した公認会計士

有限責任 あずさ監査法人の日根野谷正人、黒木賢一郎の2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役4名のうち3名が社外監査役となっております。社外監査役は、毎月の取締役会はもとより、他の重要な会議へも必要に応じて出席しているほか、定期的で開催される監査役会において情報交換や重要な書類の閲覧を通して、業務活動全般に亘り監査を実施しております。また、社外監査役は、弁護士や税理士という客観的且つ専門的見地から取締役会等にて発言を行うなど、取締役の業務執行に対する監視機能を有しております。このように当社では、取締役に対する監督機能強化や、コンプライアンス面での効果発揮という「社外取締役」に期待される機能を代替する仕組みを有しており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保は十分であると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第36回定時株主総会(平成23年4月14日開催)の招集通知は平成23年3月23日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期日は1月20日で、株主総会開催日は集中日に該当していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算期末毎に、社長を説明者とする個人投資家向けIRセミナーを開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期末、第2四半期末毎に、社長を説明者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、四半期決算短信、決算説明会資料、株主通信(Drink Message)、月次販売状況のお知らせ、その他IR発表の内容を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務企画部 IR担当役員:常務取締役経営企画本部長 八尾雅幸 IR事務連絡責任者:財務企画部長 殿勝直樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動は当社の重要なCSR活動であり、主管部署は経営企画部(CSRグループ)であります。主要な活動として、社内各業務部門の環境保全活動の指導・教育を行うとともに、環境保全への基本理念、環境方針、環境負荷の低減に向けた取組みをホームページ等を通じて一般に公表しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制につきましては、コーポレートマインド(企業理念)に存在意義として掲げる「社会に対し、『本物のおいしさ』を手軽に手頃に提供すること」及びプロミスとして掲げる「わたしたちに関わる人々との共存共栄」を具体化し、企業としての社会的責任を果たすことを目的として、1. 法令・定款等の遵守、2. 財務報告の信頼性、3. 資産の保全、4. 業務の有効性・効率性を実現するための内部統制システムを整備することを基本的な考え方としております。

内部統制システムの概要は次のとおりであります。

当社の組織体制は、営業本部、海外営業本部、生産本部、企画開発本部、人事総務本部、経営企画本部の6本部とそれらの業務を監査する社長直轄の監査部から成っており、監査部は業務部門から独立した公正な立場で内部監査を行い、その結果を社長に報告し評価、指導を行うとともに、監査役会、会計監査人とも連携し、効果的・効率的な監査の実施に努めております。

さらに、上記の監査体制とともに、内部統制全般とコンプライアンス(法令及び社会的倫理規範の遵守)を所管する内部統制担当取締役を選任し、内部統制システムの円滑な運営とコンプライアンスの徹底を図っております。

コンプライアンスにつきましては、全役職員に具体的な行動規範を示した「コンプライアンス行動指針」を配布し、継続的な意識の高揚に努めております。また、コンプライアンスに関する基本事項を盛り込んだ「リスク管理基本規程」に基づき、社内の各業務部門がリスク管理の状況を自主点検し、その結果への対策を社長を委員長とする「リスク管理委員会」にて協議検討しております。

そのほか、法令違反等への抑止効果を目的とする、「内部通報制度規程」に基づく内部通報制度「ダイドー・コンプラホットライン」の設置、個人情報の厳正な取扱いを期すための「個人情報保護規程」の制定を行っております。

なお、当社は取締役会において、以下のとおりの内部統制システム構築に関する基本方針を決議しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当企業グループは、コーポレートマインド・行動規範及びコンプライアンス行動指針を最上位の規範と位置付け、本内部統制システムの整備に関する基本方針の策定に必要の規程を制定します。

(2) 法令及び社会的倫理規範の遵守(コンプライアンス)に関する内部統制の整備及び監督を行うために、経営企画部(CSRグループ)が、その他必要な体制の整備を行います。

(3) 企業グループ内の役職員や外部者が直接、不利益を受けることなく情報を伝達できることを保障する、ダイドー・コンプラホットライン(以下、「ホットライン」という。)を設置します。

(4) 監査部は監査役会と連携し、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を通じ、問題点の指摘及び改善策の提案等を行います。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 内部統制担当取締役が、企業グループ全体の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を統括します。

(2) 取締役及び監査役は文書管理規程、電子化情報取扱規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当企業グループは、リスクの評価・分析に関する体制や手続きを定めた、リスク管理基本規程を制定します。

(2) リスク管理基本規程に沿って、リスクの評価・分析を行い、リスクへの対応方法を決定するリスク管理委員会を設置します。

(3) リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長、内部統制担当取締役を副委員長、各業務部門の長を委員として定期的に開催します。

(4) 当企業グループの経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を直ちに招集し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えます。

(5) 全社におけるリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、監査部による内部監査及び各業務部門による自主点検をもって監査を行います。またその結果は、定期的に代表取締役社長及び取締役会に報告される体制とします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

(1) 職務権限・意思決定ルールの策定

(2) 取締役を構成員とする経営会議の設置

(3) 取締役会による中長期経営計画の策定、中長期経営計画に基づく各本部毎の業績目標と予算の設定、及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施

(4) 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) コーポレートマインドをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程をグループ全体に展開し、全社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。

(2) 前項を前提条件に、監査部は、グループ各社と協議のうえ、内部監査を実施し、グループ各社の法令遵守体制、リスク管理体制を拡充させます。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役を補助する専属の使用人を配置します。

(2) この専属使用人は、会社の業務を検証できる能力と知識を持つ人材を配置し、監査役の監査業務の補助にあたります。

(3) 監査役は、監査役を補助する使用人の人事異動や人事評価に関して、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動の変更を人事担当取締役に申し入れる事ができるものとします。

(4) 当該使用人の懲戒等に関しては、人事担当取締役はあらかじめ、監査役の承諾を得るものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役に報告すべき事項を監査役と協議を行い、取締役は以下に定める事項等を報告することとします。

1) 経営会議で決議された事項

2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

3) 毎月の経営状況として重要な事項

4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

5) 重大な法令・定款違反

6) ホットラインの利用状況と内容

7) その他コンプライアンス上、重要な事項等

(2) 使用人は前項に関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告ができるものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、監査部との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社は、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運

用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、関係機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、被害の防止に努めます。」と定めております。また、その内容をコンプライアンスについての具体的な行動規範を示した「コンプライアンス行動指針」にも明記し、継続的な意識の高揚に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新** あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、平成20年1月15日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定いたしました。
 また、同日の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を決定し、平成20年4月16日開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。
 導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、その在り方について検討してまいりましたが平成23年2月25日開催の取締役会において、内容の一部を見直し、継続することを決定し、平成23年4月14日開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。その有効期間は、平成26年4月に開催予定の定時株主総会終結時までの3年間となります。
 本件の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.dydo.co.jp/>)にその開示資料を掲載しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

適時開示体制の概要

当社では、平成13年8月に東京証券取引所へ上場以来、会社情報の適時開示の重要性を社内に周知させるとともに、情報の一元化と共有化を推進し、経営企画本部長（常務取締役）を情報開示担当役員、財務企画部IRグループ担当を情報開示担当者とする体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めております。
 当社の組織体制は、平成22年3月21日より営業本部、海外営業本部、生産本部、企画開発本部、人事総務本部、経営企画本部長の6本部体制をとっており、社長直轄部門である監査部を除いて、社内の各組織はすべて本部の下に置かれ、本部長の統制のもとに機能しております。また関係会社につきましても関係する本部で分担して統制しております。
 本部における重要な情報はすべて本部長に報告され集約されており、情報開示すべき事項は本部長を通じて情報開示の担当部署である財務企画部に報告されるとともに、常勤取締役を主要構成員とする経営会議に報告されております。
 経営企画本部長は同会議において、情報開示に関する意見を述べるほか、情報開示すべき事項、その経過及び結果等について報告しております。取締役会（月1回開催）においても、必要ある場合は、同様の意見陳述及び報告を行っております。
 また、経営企画本部長は社内その他の重要会議にも出席して重要事項の把握に努めております。
 財務企画部IRグループ担当は、情報開示に関する実務を統轄するほか、社内外の情報を収集し、経営企画本部長への報告及び意見具申等を行っております。
 なお、常勤監査役は取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席して重要事項の内容を把握し、情報収集及び情報開示体制についてチェックを行っております。

